#### 新潟県立看護大学図書館学外者利用要領

(平成 19 年 10 月 15 日制定) 改正 平成 21 年 11 月 1 日 改正 平成 25 年 4 月 1 日

#### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟県立看護大学図書館利用規程(以下「利用規程」という。)第2条第2項に基づき、利用規程第2条第1項第3号による利用者(以下「学外者」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

#### (学外者の範囲)

- 第2条 図書館の入館利用を許可する者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 保健・医療・福祉に従事する者
  - (2) 保健・医療・福祉の調査研究を目的とする者
  - (3) 学術にかかわる学習を目的とする者
  - (4) 相互協力に関する交流協定を締結した機関に属する者
  - (5) その他、図書館長(以下「館長」という。)が特に認める者
- 2 前項において貸出を許可する者は、原則として満18歳以上の者でかつ、次に掲げる者とする。
- (1) 新潟県内に住所を有する者又は通勤若しくは通学する者
- (2) 相互協力に関する交流協定を締結した機関に属する者
- (3) その他、館長が特に認める者

#### (利用の範囲)

- 第3条 学外者の利用の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 閲覧
  - (2) 館内複写
  - (3) 情報検索
  - (4) 前条第2項各号に掲げる者に対する図書の貸出

#### (図書館利用券等)

- 第4条 貸出を希望する者は、利用資格を証明する書類等を提示し、図書館利用券の発行申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 館長は、前項の申請書に基づき、適格と認めたときは、図書館利用券を交付する。
- 3 図書館利用券の有効期限は、申請のあった年度末までとする。有効期限を過ぎた図書 館利用券は、返却しなければならない。
- 4 図書館利用券は、館長が必要と認めたときは、更新することができる。

#### (貸出、貸出期間の延長)

第5条 学外者に対する図書の貸出、貸出期間の延長は次のとおりとする。

第2条第2項の定める学外者	貸出冊数	貸出期間	貸出期間の延長
第1号及び第3号に該当する者	3冊以内	2週間以内	1回
第2号に該当する者	10 冊以内	3週間以内	1旦

2 貸出期間の延長については、予約者がいない場合に限り、1回行うことができる。

#### (利用停止等)

第6条 館長は、学外者が利用規程の違反又は返却滞納を行った場合には、ただちに利用 又は貸出を停止し、図書館利用券の返却を求めることができる。

## 附則

- 1 この要領は、平成19年10月15日から施行する。
- 2 この要領の施行日の前日をもって、「図書館利用規程の運用について(申し合わせ)」(平成14年7月1日教授会)を廃止する。

附 則 (平成21年9月14日教授会)

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の規定については、 平成25年4月1日に交付を受けた者から適用する。

<u>INO.</u>							

# 図書館利用券の発行申請書 (新規・更新・変更)

新潟県立看護大学図書館長	様						年	月	日
		兴	がな <b>名</b>						
			本学学	該当する 学部卒業 県立看護	生	] 本学	大学院	ハ。 記修了生	
下記により、新潟県立看護大学	学図書館の	「図書	館利	用券」(	の発行	を申請	します	- 0	

下記により、新潟県立看護大学図書館の「図書館利用券」の発行を申請します。 なお、利用にあたって、貴大学の図書館利用規程を遵守し、借り受けた図書の破損及び 紛失をした場合、責任を持って賠償いたします。また、利用の目的を達成したときは、直 ちに図書館利用券を返還します。

住 所	〒 −			Tel ( ) —
生年月日	年 月	В	資格	※該当する項目に☑を付けて下さい。(複数回答可) □ 看護師 □ 大学生・院生 □ 保健師 □ 大学教職員・研究者
性別	口男・口女		職業	□ 保健師 □ 大学教職員・研究者 □ 助産師 □ 大学以外の研究者 □ 准看護師 □ その他 (裏面に記入欄あり)
勤 務 先 学校名等		学校の	)場合 : !	TeL( ) 一 一
利用目的	<u>※調査研究テーマ</u> を具体的に記	己述して	下さい	0

※ 個人情報については「個人情報保護法」及び「新潟県個人情報保護条例」に従い適正 に管理いたします。

利用券の番号		
利用券発行の適否	発行相当 • 発行不許可(理由:	)
有 効 期 間	年 月 日から 年 3月 31日まで	

# ※資格・職業欄が、その他の方は下記の資格名より選び☑をご記入下さい。

職種	は下記の具備石より選び20でこ 資格名	☑を付けて下さい。
	医師	
医師歯科医師薬剤師等	歯科医師	
	獣医師	
	薬剤師	
	臨床検査技師	
	衛生検査技師	
	臨床工学技師	
	理学療法士	
   医療技術職	作業療法士	
医惊仗侧眼 	歯科技工士	
	歯科衛生士	
	診療放射線技師	
	視能訓練士	
	言語聴覚士	
栄養士等	栄養士	
木伎工寺 	管理栄養士	
	あん摩マッサージ指圧師	
   物療専門職	はり師	
197京(十) 14成	きゅう師	
	柔道整復師	
	義肢装具士	
医療•保健衛生専門職	救命救急士	
	臨床心理士	
医療施設勤務(無資格の方)	医療施設勤務	
	社会福祉士	
	介護福祉士	
	保育士	
社会福祉専門職	ホームヘルパー(訪問介護員)	
	精神保健福祉士	
	介護支援専門員(ケアマネジャー)	
	手話通訳士	
社会福祉施設勤務(無資格の方)	社会福祉施設勤務	
   学校教職員	教 員(養護教諭を含む)	
* IV IV:18/52	事務職員	
   上記いずれにも属さない方	一般者	
	大学以外の学生	